

保護者の皆さまへ

兵庫県公立高等学校 PTA 連合会

PTA 団体保険のお知らせ ～安心・安全な PTA 活動のために～

この保険は、PTA(育友会を含む。以下同じ。)が主催または共催する行事に参加し、その活動中の事故によりケガをした場合に補償をする「PTA 団体傷害保険」と、PTA が主催する PTA 活動中に対人、対物、借用物(保管物)の事故が発生し、主催者である PTA に法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償する「PTA 賠償責任保険」とがセットになった団体保険です。

※この PTA 団体保険は、「高 P 連加盟のすべての単位 PTA が加入する団体保険」となっております。

(平成 24 年 2 月 21 日の総会に代わる臨時理事会で議決)

※PTA 賠償責任保険では、共催行事及び往復途上の事故は、事故の補償となりません。

・保険期間：平成 30 年 4 月 1 日午後 4 時より平成 31 年 4 月 1 日午後 4 時までの 1 年間

・年間掛金：1 世帯当たり 100 円 (制度運営費 2 円)

・加入方法：学校ごとに単位 PTA で一括加入 (団体加入) します。

① PTA 団体傷害保険 (PTA 活動中のおケガの補償)

傷害保険普通保険約款+PTA 団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約

| 補 償 項 目 | 補 償 金 額 (保 険 金 額) |
|--|-----------------------------|
| 死亡保険金 | 250 万円 |
| 後遺障害保険金 (障害の程度によって) | 10 万円 ～ 250 万円 |
| 入院保険金(日額) (180 日限度) | 3,000 円 |
| 手術保険金(1 事故につき 1 回) (手術の際の入院の有無によって) | 入院中 30,000 円・入院中以外 15,000 円 |
| 通院保険金(日額) (90 日限度) | 2,000 円 |
| 熱中症補償 | 補償されません |
| 細菌性食中毒補償 | 補償されません |

・補償対象となる場合

日本国内で PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合、保険金をお支払いします。

・補償対象者(被保険者)

- ① 当会の会員である保護者・教職員およびその学校に通学する生徒
 - ② 会員の同居の親族
 - ③ 会員の代理として、PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方
- ※PTA 会費の有無に拘わらず教職員も PTA 活動中の事故は補償の対象です。

(注) PTA 団体傷害保険は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となり得るケガに対しては補償の対象となりませんのでご注意ください。

・保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ⑥ 被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故

…など

②PTA 賠償責任保険(PTA 主催行事中の賠償責任補償)

賠償責任保険<個人用>普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約

| 補償項目 | | 補償金額(保険金額) |
|------------------------------------|------|--------------------------------|
| ア.PTA活動の遂行に伴う賠償責任 (自己負担額0円) | 対人賠償 | 1名につき1億円限度 1事故につき1億円限度 |
| | 対物賠償 | 1事故につき1億円限度 |
| イ.保管物に係わる賠償責任 (自己負担額5,000円/1事故) | | 1事故につき10万円限度 保険期間中1,000万円限度 |

・補償対象となる場合

日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTA(生徒を除く)に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

・PTA賠償責任保険の補償項目

- ① 損害賠償金: 法律上、被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費等)をお支払いします。
- ② 争訟費用: 万一訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬などをお支払いします。
- ③ 損害発生・拡大防止費用: 損害の発生または拡大の防止に必要なまたは有益な費用をお支払いします。
- ④ 求償権保全費用: 他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用をお支払いします。
- ⑤ 緊急措置費用: 被害者に対して支出した応急手当、護送等の緊急措置に要した費用をお支払いします。
- ⑥ 保険会社への協力費用: 保険会社の求めに応じて、損害賠償請求の解決に協力するために要した費用をお支払いします。

・保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意による損害
 - ② PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任
 - ③ 自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 ……など
- ※③、④については、補償項目ア.のみに適用されます。

◎補償の対象となる事故例

- ① PTA総会・役員会に出席中の事故
- ② PTA県大会・近畿大会・全国大会に参加中の事故
- ③ 通学路当番中の事故
- ④ 体育大会でのPTA競技中の事故
- ⑤ 文化祭でのPTA活動中の事故
- ⑥ PTA研修会での借用物の破損事故
- ⑦ PTAスポーツ大会で自動車にボールを当てた事故 ……など

万一事故に遭遇した場合の対応方法(保険金の請求に必要な書類等)

当保険の補償内容に該当する事故が発生した場合には、下記の専用窓口までご連絡をお願いします。
 事故の状況や保険金の請求内容に合わせまして「保険金請求に必要な書類」等をご案内します。
 おケガの補償で保険金のご請求金額が100,000円を超える場合は診断書の取り付けが必要となります。
 尚、事故のご連絡は事故に遭われてからできる限り早めにお問い合わせいたします。

「PTA団体保険」の補償内容に関するお問合せ・事故のご報告窓口

取扱代理店 株式会社ベストインシュアランス 学校安全サービス事業部 (担当:福岡、広瀬)
 (事故のご報告等の専用窓口)

専用お問合せ番号 : 078-332-7176 (受付時間:9時~17時30分・土、日、祝日、年末年始を除く)

引受保険会社 AIG損害保険株式会社 (<http://www.aig.co.jp/sonpo/>)
 神戸営業支店営業第三課 代表電話 078-570-4300
 (受付時間:9時~17時・土、日、祝日、年末年始を除く)

※このチラシは保険の概要をご説明したものです。

詳細につきましては上記取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

<事務局> 兵庫県公立高等学校PTA連合会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-12 兵庫県土地改良会館2階

D-002889(2019-02)